

配管を伴う工事については全て届出をお願いします

「水道工事全般・水廻りのリフォーム 施工します」等と記載された宣伝チラシやマグネットタイプの広告がポスト等に投函されていることがありますが、家屋の新築・増築だけでなく修繕やリフォーム等、配管を伴う工事については水道法及び市の条例（水道事業給水条例、下水道条例）に基づき、指定工事業者による届出を行った後、工事を行う必要があります。

従って、上記のような宣伝チラシ等についてご注意くださいとともに、適切な施工に努めていただきますよう、お願いします。